

半田シニア&レディース会 会則

(赤字はH29年度改定事項)

第一章 総則

第1条(名称)

本会は、半田シニア&レディース会と称する。(以下略称を半田S&L会とする)

第2条(目的)

本会は月例の定例競技会(開催頻度は年度計画にて決定)を行うことにより、会員相互の親睦を図るとともに、半田ゴルフリンクスの発展に寄与することを目的とする。

第3条(事務局)

半田S&L会の事務局は、半田ゴルフリンクスに置く。

第二章 会員

第4条(資格)

半田S&L会の会員資格は次の通りとする。

S会員 ; シニア(60歳以上の男性)で半田ゴルフリンクスのハンデイキャップ登録者

※ 60歳とはその年度(*1)に満60歳に達する人とする

(*1) 6月~翌年5月の1年間 第28条に規程

L会員 ; 女性で半田ゴルフリンクスハンデイキャップ登録者

第5条(会費)

会員は以下の会費を納入しなければならない。

年会費 ; 5,000円

※ 但し、1月~5月間の新規入会者は2,500円とする。

第三章 入会及び退会

第6条(入会)

半田S&L会に入会を希望する者は、本会則に定める年会費を事務局に納入し、会員資格を取得する。

第7条(更新)

定められた期限までに更新手続きと年会費を納入し、会員資格を継続する。

第8条(資格の喪失)

1. 退会
2. 期限内に更新手続きをしなかったとき。
3. 半田ゴルフリンクスのハンデイキャップ登録を喪失したとき。

第四章 役員

第9条(役員の種別及び選任、任期)

1、半田S&L会には次の役員を置く。

- | | | |
|--------|-----|------------------------------|
| ① 会長 | 1名 | |
| ② 副会長 | 2名 | (内1名は女性とする) |
| ③ 幹事 | 若干名 | |
| ④ 会計監査 | 2名 | |
| ⑤ 顧問 | 若干名 | (過去の会長経験者および半田ゴルフリンクス支配人とする) |
| ⑥ 相談役 | 1名 | (SL会創設者の新美金八氏とする) |

2、役員は総会において、会員中から選任する。

3、役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第10条(役員の職務)

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が不在となった時はその職務を代行する。
- 3、幹事は輪番制でコンペを主催するものとし、当日の問い合わせ、トラブル等に対応するものとする。また、総会における議事録の作成も行う。
- 4、会計監査は、半田ゴルフリンクスに委託した、本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告する。
- 5、顧問は可能な限り、役員会に出席し、大所高所からの助言を行う。

第11条(役員会)

役員会は会長の招集により、定期開催及び必要に応じて、随時開催するものとし、下記事項を付議する。

- 1、定期開催(5月最終週)
 - ①役員の選任
 - ②総会への付議事項
 - ③その他
- 2、随時開催(3月、6月、9月、12月とする)
 - ①競技会において生じた問題点の解決
 - ②半田ゴルフリンクスへの要望事項
 - ③6月開催は会員全員のハンディキャップ査定作業とする)

第5章 総会

第12条(総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第13条(総会の機能)

総会はこの規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 1、事業計画の決定
- 2、事業報告の承認
- 3、会計報告、予算審議
- 4、その他本会の運営に関する重要な事項

第14条(総会の開催)

総会は毎年度決算終了後の6月第一週とし、2日間に渡り、午前の部、午後の部の一日2回、合計4回のプレー終了後のパーティーと同時に開催する。

第6章 事務局

第15条(事務局機能の委託)

半田S&L会は、半田ゴルフリンクスを拠点として活動するため、下記事項を半田ゴルフリンクスに委託する。

- 1、会員の入会、退会、名簿作成業務
- 2、会費の徴収、督促、管理業務
- 3、会員のハンディキャップ管理業務
- 4、定例競技参加者の申し込み受付、組合わせの作成、会員への通知業務
- 5、定例競技の結果作成、表彰、ハンディキャップ管理業務。
- 6、S&L会関係費用の出納業務及び会計監査への報告業務
- 7、S&L会役員会への出席及び総会の準備業務
- 8、その他、競技細則に基づいて生ずる一切の業務及び会長の依頼する業務
- 9、目安箱関係業務(用紙、筆記具等の準備点検)

第7章 競技会

第16条(競技の実施)

半田S&L会の競技の実施は別途定める『半田シニア&レディース会 競技細則』により行う。

第17条(競技の参加)

競技参加にあたっては3ヶ月前より事務局宛に申し込みをするものとする。
(組合せは原則1週間前に事務局より発送される)
この時、グループでの申し込みも可とするが、組合せの都合によりバラバラもあり得るものとする。

第18条(料金)

半田ゴルフリンクスの通常料金に準ずるものとする。

第19条(競技参加費)

半田S&L会の競技参加費は1,000円/回とする。

第8章 エチケットリーダー

第20条(エチケットリーダーの目的)

半田S&L会はセルフプレーも可とするが、競技会でのルールの遵守、プレーの円滑な進行を目的として、セルフプレーの場合一組に1名エチケットリーダーを置く。

第21条(エチケットリーダーの資格)

ハンディキャップ15以下で、年2回開催されるエチケットリーダー研修会の受講済み者とする。

第22条(プレー当日のエチケットリーダーの確認)

プレー当日、スタート前に各組内においてエチケットリーダーを確認し、競技を開始する。

第9章 目安箱

第23条(目安箱設置の目的)

会の更なる発展に資するため、目安箱を設置し、会員からの意見、提案等を直接受け付ける機会を設け、建設的なものについてはそれを会の運営に生かして行く事を目的とする。
目安箱は半田ゴルフリンクス内の半田S&L会掲示板近くに設置する。

第24条(目安箱委員)

目安箱委員は若干名とし、役員の中から委員長、委員を半田S&L会長が指名する。

第25条(目安箱委員会)

目安箱委員会は、原則として3ヶ月に一度、目安箱を開け、投書内容を検討する。
投書内容により、当委員会が必要と判断したものは半田S&L会役員会に諮問、総会に報告する。

第10章 レクリエーション補償保険への加入

第26条(レクリエーション補償保険)

会員のゴルフプレー中の安心安全確保のために、傷害危険補償特約セット普通傷害保険に加入する。

第27条(保険料の取り扱い)

SL会定例競技会の全ての参加者を対象とし、**40円**/人・回の保険料を競技参加費と同時に徴収するものとする。

第11章 会計年度

第28条(会計年度)

半田S&L会の会計年度は6月1日に始まり5月31日までとする。

第12章 附則

第29条(規約の改廃)

本規約の改廃は役員会で決議し、総会の承認を得るものとする。

改 廃 履 歴

- 1) 1996年6月現状の会則制定
- 2) 2016年6月総会において会則の明確化のため全面見直し
- 3) 2016年総会において、レクリエーション保険の加入が承認されたため、第10章として会則に明記した。

半田シニア & レディース会 競技細則

(赤文字はH2019年度改定事項)

第1条 (目的)

半田シニア & レディース会(以下 半田SL会という)の競技規則を定め会の運営の明確化を図る。

第2条 (定例競技会)

原則として4回/月の開催とし、詳細日程は、『半田ゴルフリンクス競技会 日程表』に組み込む。
但し、やむを得ない事情で変更も有り得るものとし、その場合事前に通知する。

第3条 (ハンディキャップ)

- 1、新Hdcp の取得については、2ヶ月間～に3枚のスコア提出を持って査定する。(初回提出月は2枚までとし、3枚目以降は全ての平均値を算出し、その値の2倍で2枚分とする)
新Hdcpは3枚のグロススコアの平均値より72を差し引いた値の7割をもってSL会ハンディキャップとする。(計算値は小数点以下四捨五入)
- 2、Hdcpの上限は男性で32、女性は36とする。
- 3、年初のハンディキャップは、前年度SL会競技会でのグロススコアの平均値より72を引いた値を参考として、役員会にて査定する。
- 4、高齢者(優勝者は除く)には3項の値に
男性80歳以上、女性70歳以上は+1とする。
- 5、疾病等によるHdcpのダウン申請は、診断書を添えて、事務局に提出するものとし、役員会にて審議・査定の上、新Hdcpを決定する。

第4条 (競技の実施)

- 1、競技はグループ制とし、グループ分けは役員会の定めに則り、事務局で決定する。

参加人員70名以上; 3グループ(1G;若年者、2G;中齢者、3G;女性+高齢者)

参加人員30～70名未満;2グループ (1G;若年者、2G;女性+高齢者)

参加人員30名未満; 1グループ(全員1G)

- 2、競技はSL会Hdcpによるストロークプレーとする。

- 3、使用するティーマーク

男性 ; 白、70歳以上 ゴールド可、80歳以上 赤 可
女性 ; 赤、70歳以上 ピンク可

- 4、ハンディキャップの変更

競技会において、優勝～3位までの入賞者のハンディキャップの変更は下記の通りとする。

- ① アンダーパーの場合はその値の1/2を減ずる。(四捨五入)
- ② 優勝者は①項のアンダーパー分を減じた値に対し2割を減ずる(四捨五入)
- ③ 2位は①項のアンダーパー分を減じた値に対し1割を減ずる(四捨五入)

- 5、入会后2ヶ月を得ない者、又は査定カード前年度間3枚未満の者は不足枚数分 オープン参加とする。

第5条 (表彰)

- 1、優勝、2、3、4、5、位、飛び賞(下一桁0、5位)、BB賞(ラスト3位)ニアピン賞(ティーマークに関係なく各スタートごと4ヶ所、オープン参加も可)ベストグロス賞・女性ベストグロス賞(同グロスの場合年齢上位)ホールインワン賞、エイジシュート賞(初回のみ)、各オープン参加も可。

但し、連続6ヶ月欠場の者は1～3位までの入賞資格は無しとする。
(連続欠場のカウントはプレーした月の翌月からカウントする)

- 2、同ネットスコアの場合は、半田ゴルフリンクス公式競技規則による。
① マッチングスコアカード方式(ネットスコアによる)
② 18番ホールからのカウントバック

- 3、表彰式は行わないが、6月の総会はパーティーの中で表彰式を行う。

第6条 (競技の参加、組合せ)

- 1、競技参加に当たっては3ヶ月前より事務局宛に申し込みをするものとする。
- 2、事務局は組合せを作成し、原則1週間前に組合せ表を郵送する。
- 3、12月の定例会及び総会は、自由な組合せ、枠取りの申し込みとし、組合せ表の郵送は無しとする。
- 4、総会は午前の部、午後の部の2部構成とし、スループレーとする。
スループレーの昼食は果物(バナナ)を支給する。

第7条 (荒天等による競技の中止)

- 1、半田ゴルフリンクスがクローズの場合はSL会競技は中止とする。
- 2、当日キャンセル等により、参加人員が19名以下の場合競技は不成立とし、当日のスコアは参考記録とし、表彰等は行わない。
(スタート時合計参加人員が未定の場合であっても、最終的に合計参加人員が19名以下の場合には競技は不成立とする。)
- 3、雷等の不可抗力により、一部がホールアウトできない場合、競技は不成立とする。

第8条 (表彰金額等)

表彰金額は表1とし、半田ゴルフリンクスの『プレー券』で支給する。

表-1

表彰内容	金額 (円)		備 考
	100人以上参加	100人未満参加	
優 勝	7,000	6,000	
2 位	5,000	4,000	
3 位	3,000	2,000	
4 位	2,000	1,000	
5 位	2,000	1,000	
10 位	1,000	1,000	
飛び賞			
下1桁5、0	各1,000	各1,000	
ブービー賞	1,000	1,000	
ベストグロ賞	4,000	4,000	
女性ベストグロ賞	2,000	2,000	ブービー賞と重複はなし ラスト3番目とする 複数の場合年齢上位 当該グループの女性が15人以上の場合のみ
ニアピン賞	各2,000	スタート毎に各4ヶ、合計8ヶ	
ホールインワン賞	10,000		要 当日自己申請
エイジシュート賞	10,000 (初回のみ)		要 当日自己申請

改 定 履 歴

- | | | |
|---------|--------------|--------------|
| 1、初回制定 | 2003年11月制定 | BUNJI HIDAKA |
| 2、全面見直し | 2016年6月全面見直し | 清水 |